



ひだまり

第32号

平成26年9月発行

～いしかり農業委員会だより～



浜益 きむら果樹園のリンゴ

本号の内容

- | | |
|------------------|-----------|
| 農業委員を紹介します | ・・・ページ1-2 |
| 農業委員会で決まったこと | ・・・ページ3 |
| こんなときは農業委員会へ | ・・・ページ4 |
| 農業者年金に加入しましょう！ | ・・・ページ5 |
| 全国農業新聞を購読申込みについて | ・・・ページ5 |
| 編集後記 | ・・・ページ5 |

農業委員を紹介します

石狩市農業委員会は、今年の農業委員統一選挙で
当選された12名の公選委員と6名の選任委員で構
成されています。

平成29年7月19日までを任期とし、担い手へ
の農地の集積や地域農業の振興など、農業者の公的
代表組織として活動します。

18名の委員のみなさんを紹介합니다。(敬称略)



[役職]
議席番号・氏名
公選選任の別・住所



[会 長]
18番 須藤 義春
公選・北生振



[会長職務代理者]
1番 木村 武彦
公選・浜益区幌



2番 赤山 義孝
公選・樽川



3番 大平 修二
選任・花川南



4番 宮北 義雄
公選・生振



5番 平野 隆夫
公選・生振



6番 笹森 克春
公選・浜益区柏木



7番 川上 登
公選・花川南



8番 石倉 要
公選・厚田区厚田



9番 三枝 豊
公選・厚田区望来



10番 熊倉 守
選任・北生振



11番 成田 和彦
公選・高岡



12番 伊豆原 信一
選任・厚田区聚富



13番 片平 一義
選任・花川北



14番 袴田 勝
公選・浜益区実田



15番 中村 武史
選任・北生振



16番 西村 尚司
公選・厚田区聚富



17番 山下 孝夫
選任・美登位



○農地調整協議会

農用地等の利用に関して審議または調査します

会 長	三 枝	豊
副会長	川 上	登
委 員	平 野	隆 夫
委 員	笹 森	克 春
委 員	石 倉	要
委 員	熊 倉	守
委 員	片 平	一 義
委 員	山 下	孝 夫

○農業振興協議会

農業の振興に関して審議または調査します

会 長	宮 北	義 雄
副会長	袴 田	勝 孝
委 員	赤 山	義 孝
委 員	大 平	修 二
委 員	成 田	和 彦
委 員	伊豆原	信 一
委 員	中 村	武 史
委 員	西 村	尚 司

私はこの度の農業委員の改選に伴い、引き続き会長の重責を担うこととなりました。微力ではありますが、これから3年間、農業委員各位とともに、本市農業振興のため全力を傾注して参る所存であります。

さて、皆様もご存じの通り、政府は6月に、「規制改革実施計画」の閣議決定を行いました。農業分野では農業委員会制度、農業生産法人（要件緩和）制度とあわせ農業協同組合（中央会）制度など、それぞれ見直しが盛り込まれております。

今回の見直しはこれまで培われてきた農業委員会の仕組みそのものを変革するものです。規制改革の具体的な内容はこれから示されますが、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、今後、農業者、農業団体、地域住民など関係者の意見を広く聞き、慎重に議論を尽くした上で、地域の農業・農村振興や食料供給等を通じた国民生活に十分な機能を果たすような見直しとなるよう、積極的に意見をあげていきたいと考えております。

農業委員会では、今後とも農業生産基盤である優良農地を守り、担い手へ集積し、本市農業の振興を図るという責務を十分果たして参りたいと考えておりますので、引き続き農業者皆様をはじめ関係機関のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

石狩市農業委員会
会長 須藤 義春



農業委員会で決まったこと

農業委員会では毎月1回総会を行っています。
今回、平成25年12月から平成26年6月に行われた総会での決定事項をお知らせします。

◆第31回総会

平成25年12月25日

農地法18条第6項の規定による通知	4件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	51件
現況証明願いについて（会長専決）	2件	荒廃農地の現況調査について	49件
農地法3条第1項の規定による許可申請（所有権）	2件	石狩市農業振興地域整備計画の変更	1件
農地法3条第1項の規定による許可申請（賃借権）	5件		

◆第32回総会

平成26年1月24日

農地法18条第6項の規定による通知	3件	農用地利用集積計画案（所有権移転）	1件
農地法3条第1項の規定による許可申請（賃借権及び使用貸借による権利）	3件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	6件
		農業委員会委員選挙権有資格者審査	

◆第33回総会

平成26年2月27日

農地法18条第6項の規定による通知	1件	農用地利用集積計画案（所有権移転）	1件
農地法3条第1項の規定による許可申請（賃借権）	1件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	10件
特定農地貸付承認申請について	2件		

◆第34回総会

平成26年3月27日

農地法18条第6項の規定による通知	7件	石狩市農業振興地域整備計画の変更	
農用地利用集積計画案（所有権移転）	4件	農業委員会事務局職員の任免について（会長専決）	7件
農用地利用集積計画案（利用権設定）	4件		

◆第35回総会

平成26年4月24日

農地法18条第6項の規定による通知	3件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	14件
農地法3条第1項の規定による許可申請（賃借権）	3件	現況証明願いについて（会長専決）	2件

◆第36回総会

平成26年5月22日

農地法18条第6項の規定による通知	1件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	6件
農地法3条第1項の規定による許可申請（所有権）	1件	農地法5条の規定による許可申請	1件
農地法3条第1項の規定による許可申請（賃借権及び使用貸借による権利）	5件	現況証明願いについて	7件
農用地利用集積計画案（所有権移転）	1件	平成25年度の目標及びその達成に向けた点検・評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画	

◆第37回総会

平成26年6月27日

農地法18条第6項の規定による通知	4件
石狩市農業振興地域整備計画の変更	1件
石狩市農業振興地域整備計画の変更（会長専決）	1件
農地法3条第1項の規定による許可申請（賃借権）	1件
農用地利用集積計画案（所有権移転）	3件
農用地利用集積計画案（利用権設定）	9件
現況証明願いについて	1件



こんなときは農業委員会へ



◆農地の売買や貸し借りをしたいとき

農地の売買や貸し借りをする場合は農業委員会の許可が必要です！

- ①農地法（第3条）による場合 → 双方の話し合いで売買価格や賃借料を決め、農業委員会に申請してください。
・貸し借りの場合は期間が切れても自動的に契約が継続されます。
- ②農業経営基盤強化促進法による場合 → 「農地利用集積計画＊」を農業委員会が許可し、市が公告すると賃借や売買ができます。
・売買の場合、請求すると、農業委員会で代わりに所有権移転登記手続きをします。
・貸し借りの場合は期間が切れると継続手続きが必要です。

＊農地利用集積計画……意欲のある地域農業の担い手へ農地を結びつけていくため、市が認める計画です。

申請から許可まで約1か月かかります。

◆農地を農地以外に使いたいとき（農地転用）

農地を農地以外に使いたい場合は農業委員会の許可が必要です！

例：農業用倉庫を建てる、駐車場や作業場をつくる、
農地所有者以外の人が農地を借りて農地以外のものにするなど。

面積により、国または道が許可しますが、まず農業委員会で審査します。

農地の無断転用は違法です！！

→個人で最高300万円・法人で1億円の罰金に処される場合があります。

申請から許可まで約3か月かかります。

◆農地の地目を変更するとき（現況証明）

地目変更(非農地)登記をする場合、現況証明願いの申請が必要になります。

印鑑・登記簿・手数料を持参のうえ、農業委員会事務局に申請してください。現地調査を行った後、農地か非農地か判定いたします。ただし、農地と判定された場合は地目変更できません。

申請から証明書発行まで約1か月かかります。

◆各種証明について

農業の制度資金や交付金を受ける場合、証明書が必要になります。

例：農業経営証明・耕作証明

印鑑・手数料を持参のうえ、農業委員会に申請してください。

◆農地を相続した時

農地を相続した場合、当事務局に届け出が必要になります。

相続登記が終了次第、印鑑・登記簿持参のうえ、当事務局に届け出てください。



「農業者年金」に加入しましょう！

「農業者年金」は農業者の老後安定・福祉向上を図る、積立方式確定拠出型の年金です。
農業者年金には様々なメリットがあります！

- ①積み立て方式で少子高齢時代に強い
- ②保険料の額は自由に決められます
- ③80歳まで保証付の終身年金
- ④保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象
- ⑤意欲ある担い手は国から助成をうけることができます

詳しくは農業委員会事務局、JA窓口へおたずねください。

※年金受給者が亡くなられた場合には届出が必要です。農業委員会事務局、JA窓口までご連絡ください。

全国農業新聞の購読申し込みについて



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙であり、経営とくらしに役立つ新聞として高い評価を受けています。この機会に購読してみませんか？

全国農業新聞の購読の申し込みは農業委員会で受け付けています。
お電話（0133-72-3147）等でお申し込み、また気軽にお問い合わせください。

- ◆毎週金曜日発行
- ◆購読料は月額600円（年間7,200円）

編集後記

7月に農業委員の改選が行われ、第1回の総会で会長、職務代理人、協議会委員が決まりました。

今回は委員の紹介のほか、概略ではありますが、売買や貸し借り、相続の時の手続き等について掲載しました。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

今年は年初の予報ではエルニーニョ現象の影響で冷夏となる事が懸念されておりましたが、涼しすぎる事もなく、暑くもなりすぎず、北海道らしい夏となりました。笑顔で豊穡の秋を迎えたいと思います。

今後とも、皆様に身近に必要な情報を「ひだまり」に掲載していきたいと考えておりますので、ご意見などをお寄せください。

編集委員 木村 武彦

ひだまり編集委員紹介

- ◆ 木村 武彦 委員
- ◆ 石倉 要 委員
- ◆ 赤山 義孝 委員 の3名です

「皆さんからのご意見お待ちしております！」

農業委員会事務局職員紹介

平成26年4月1日付で人事異動がありました

- | | |
|------------|-------|
| ・ 事務局長 | 加藤 龍幸 |
| ・ 事務局次長 | 尾崎 巧 |
| ・ 農地振興担当主査 | 吉井 重正 |
| ・ 同 主任 | 横澤 緑 |
| ・ 同 主事 | 杉木 学 |

編集・発行 石狩市農業委員会事務局

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2 市役所3F
TEL 0133-72-3147 FAX 0133-72-3540